

ご確認
ください!

大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援

令和8年度より申請期間の要件が緩和!

「内定後～入社日から3年を経過する日以後における最初の3月31日まで」申請可になりました。

令和8年度に
申請できる方

令和5年4月1日以降に
入社された方が対象

区内の中小製造業・運輸業・建設業に就職した方に対して

奨学金返還額の半額(上限10万円/年)を
最長5年間分(60か月分)50万円まで
支援します!

(支援金の交付は、令和9年4月以降となります。)



©大田区

以下のすべての要件を満たす方が対象になります
詳細については、公募要領等を必ずご確認ください



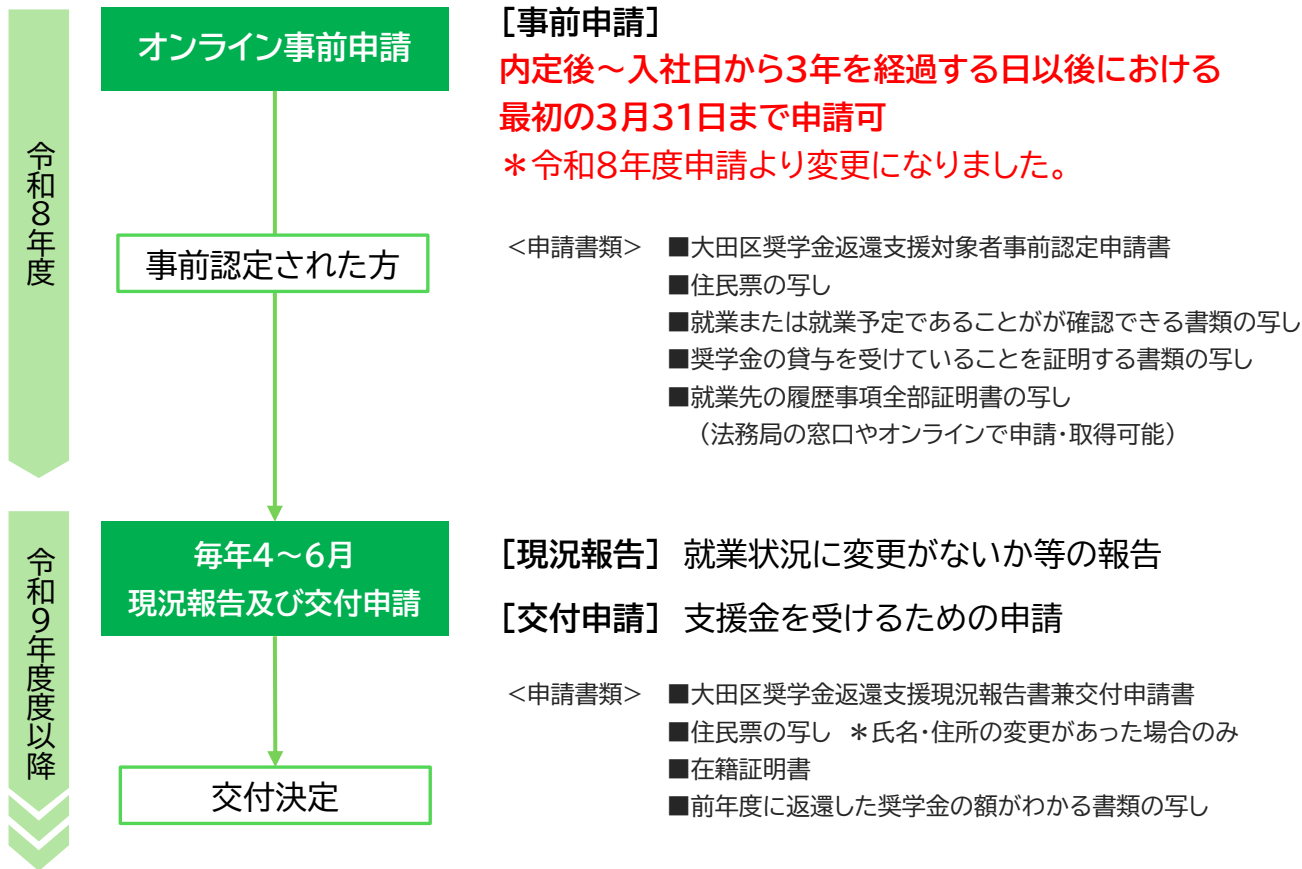
支援を受けることができる方

- 事前申請時点及び交付申請時点で
 - 継続して大田区に居住している方
(事前申請時に属する年度の3月31日時点で40歳未満の方)
 - 令和5年4月1日以降に、新たに対象企業(事業所)*1に正社員として採用され、継続して就業している方
 - 対象奨学金*2を返還している(または返還予定)の方

*1 対象企業(事業所)とは

- 中小企業基本法に定める中小企業者
(資本金3億円以下、または従業員数300名以下の法人。個人事業主は対象外)
- 主な事業内容が、製造業・運輸業・建設業のいずれか
- 就業場所が、大田区内に所在する本社または事業所等であること

支援金を受けようとする方の手続き



交付対象期間

①②③が重複する期間が、支援金の対象期間(1か月単位)になります。

①大田区在住 ②対象企業(事業所)*1に就業 ③奨学金返還

交付金額

前年度の上記①②③が重複する期間(1か月単位)において、**奨学金を返還した額の半額**を支援します。(1年間の上限10万円まで。1,000円未満は切り捨て)

*2 対象奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- ・交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、その他、地方公共団体や学校が貸与するもの

大田区産業経済部 産業経済課

[お問い合わせはこちら]

[電話] 03-5744-1376

[住所] 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ4階

[受付時間] 平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始休み)

